

調理を伴う飲食物の出店者の皆様へ（お願い）

自然栽培フェア2026 開催にあたり、食中毒の発生など食品による健康被害を予防や発生に備えるため、保健所に届出が必要です。必要な書類等は下記のとおりです。皆様のご協力をお願いします。

① 営業目的の方（主に飲食店を経営されている方など）

既に千葉県内一円で「屋台・露店等での飲食店営業」又は「自動車を利用して行う営業」の許可を有している方や「臨時施設での飲食店営業」の許可を有している方は、

千葉県内一円の記載のある許可書の写しを提出してください。許可の範囲で出店をお願いします。

千葉県内一円の記載のある許可書がない方は、千葉県内の最寄りの保健所にご相談の上、許可書の取得をお願いします。千葉県内の保健所は、別紙1のとおりです。取得費用は、16,000 円。有効期限は、5 年間と伺っております。

② 営業目的ではない方

許可書等は、必要ありませんが、別紙2の範囲での出店内容でお願いします。提供できる食品、提供できない食品がありますので遵守するようお願いします。

③ 包装されている食品を出店される方

食品を包装する作業場、加工場等の食品営業許可があれば、許可書の写しを提出してください。